

当社原子力発電所 発電所運営に係る報告（区分）における不正・データ改ざん等に関する調査結果について（概要版）

平成 20 年 3 月 28 日
東京電力株式会社

1 調査経緯・目的

当社・柏崎刈羽原子力発電所 1 号機、4 号機および福島第一原子力発電所 1 号機において、冷却用海水の温度測定値（循環水の出口温度）の改ざんが行われていることが確認された問題について、平成 18 年 11 月 30 日に原子力安全・保安院からの指示、12 月 1 日に新潟県、柏崎市および刈羽村からの要請、12 月 5 日に経済産業省からの報告徴収の指示ならびに福島県からの要請を受けた。

当社は、これらの指示・要請を受け、一連のデータ改ざん問題を踏まえた「原子力発電所におけるデータ改ざん問題に係る総点検計画*」をとりまとめ、平成 18 年 12 月 27 日に新潟県、柏崎市、刈羽村および福島県へ報告するとともに、総点検計画に従い、区分、区分の調査を順次実施し、現在、その結果にもとづき、組織運営の改善等の再発防止対策を策定し、実行しているところである。

本報告書は、総点検計画にもとづく発電所運営に係る報告（区分）について、不正・改ざん等の問題の有無に関する点検を行い、とりまとめたものであり、今後の的確な発電所運営に資することを目的とする。

*原子力発電所におけるデータ改ざん問題に係る総点検計画

調査および点検の範囲については、発電所設備に係る広範囲の業務におよぶことから、対象を大きく 3 つの区分に分けて調査・点検を行い、状況については以下の通り、適宜公表することとした。

区分：温排水等漁業調査結果報告書、電気事業法および原子炉等規制法に基づく法定検査における計算機のデータ処理等
[経済産業省からの報告徴収指示（12/5）の対象、平成 19 年 1 月 31 日に報告済み]

区分：電気事業法に基づく法定検査記録、原子炉等規制法に基づく記録・定期報告および安全協定に基づく定期報告等
[原子力安全・保安院からの指示文書（11/30）の対象、平成 19 年 3 月 30 日に報告済み]

区分：発電所運営に係る報告 [平成 20 年 3 月 28 日報告]

2 調査体制

本調査は「原子力発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録適正化対策部会（主査：常務取締役 中村秋夫）」の下で実施。また、調査状況、調査結果については、原子力品質・安全部長の下で、発電所品質・安全部が客観的な立場から確認を行った。

3 調査範囲・調査方法

（1）調査範囲

総点検計画に従い、これまでの区分、区分の調査において電気事業法に基づく法定検査記録、原子炉等規制法に基づく記録・定期報告および安全協定に基づく定期報告等を抽出し、これらが適切に処理・記録されたものかについて確認している。また、関係者への聞き取り調査および技術資料の確認を行うことにより、同様の問題が埋もれていないか積極的な掘り起こしを行ってきた。今回の報告対象である区分調査においては、発電所運営に係る報告として、原子炉等規制法、電気事業法、安全協定以外のあらゆる法令・条例（労働安全衛生法、消防法、高圧ガス保安法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等環境関連法令、建築基準法等）にもとづき社外へ提出している報告書等を調査対象とした。

（2）調査対象期間

至近(平成 18 年度)の状況について改ざん等が顕在化せず継続しているものの有無を確認した。なお、法令・条例にもとづく提出頻度が定められているもので、提出頻度が 1 年を越す場合は、至近の報告時期まで遡って確認を実施した。また、至近の報告書等に不正・改ざん等が確認された場合は、調査対象期間を当該書類の全保存期限に遡って点検を行うとともに、既に策定された再発防止対策が十分か否かについて検討を行うこととした。

（3）調査方法

法令・条例にもとづき社外に提出している報告書等について、以下の方法により不正・改ざん等の問題がないかを確認した。

当社原子力発電所における報告書等全体から区分に該当する報告書等を抽出し、現状の設備状況等から、発電所における報告の要否を確認するとともに、報告実績を確認する。

調査対象について、エビデンス（台帳等の元データ）との照合などの方法で不正・改ざん等の問題がないことを確認する。（表 1）

表 1 調査方法

	内容
	調査対象書類に記載されている数値データを含む項目と、その元となるエビデンス(台帳等の元データ)の有無を確認・照合し、報告の内容が適正であるか否かを確認する。
	調査対象書類が予定や計画に関する書類で、実績値の数値データや良否判定結果などの記載がなく、比較(照合)対象がないものなど、改ざん等の可能性のないことを確認する。
	数値データ等の根拠が報告書等に添付されているなどにより、改ざん等の可能性のないことを確認する。

4 調査結果

調査対象として抽出した報告書類は、約 430 種類、3 発電所合計約 1,800 件であり、これに関連する法令・条例を表 2 に示す。これらについて調査した結果は表 3 の通りであり、不正・改ざん等問題となる事項は確認されなかった。

なお、調査の過程で誤記と判断される不適合が確認されたものについては、「NQ-11.不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」にもとづき処理を行うとともに、当該報告書等の取扱いについて、関係当局の指導を受けながら対応を行った。

表 2 区分 関連法令・条例

対象	名称
法律	エネルギーの使用の合理化に関する法律、河川法、建築基準法、高圧ガス保安法、消防法、森林法、ダイオキシン類対策特別措置法、地球温暖化対策の推進に関する法律、道路法、労働安全衛生法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、雇用保険法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律・・・ など、約 60 の法律
条例	公共物管理に関する条例、国土交通省所管公共用財産に関する条例、産業廃棄物の搬入・処理に関する条例、核燃料税に関する条例、火災予防条例、自然環境に関する条例・・・ など、約 30 の条例

表 3 不正・改ざん等の事案

	福島第一	福島第二	柏崎刈羽
不正・改ざん等の合計	0 件	0 件	0 件
(参考)確認された誤記等の不適合	2 件	1 件	1 件

5 まとめ

今回の調査により、不正・改ざん等は確認されなかったが、立地地域の皆さまやお客さまから信頼していただくことが事業活動の基盤であることを改めて肝に銘じ、今後とも再発防止対策の確実な実施に取り組むとともに、立地地域の皆さまの声に真摯に耳を傾け、業務運営に反映していくことにより、信頼の回復に努めていく。